

議案第139号

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者扶養共済条例（昭和47年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「20,000円」を「50,000円」に、「50,000円」を「125,000円」に、「100,000円」を「250,000円」に改める。

第15条の2第2項及び第3項中「30,000円」を「75,000円」に、「50,000円」を「125,000円」に、「100,000円」を「250,000円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

加入者となったとき又は口数追加の承認を受けたときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円

45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(特例措置等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、川崎市心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）の加入の承認を受けている者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入の承認を受けている者で施行日以後に改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定による共済制度の加入の承認を受けたもの（以下「旧加入者」という。）（新条例第18条第1項第2号ただし書に該当するものを除く。）で、昭和61年3月31日において加入の承認を受けているもの（昭和54年10月1日以後に加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）で、その加入時の年齢が45歳以上であったものを除く。）に係る掛金については、新条例第7条第1項本文の規定にかかわらず、昭和61年4月1日現在における年齢に応じ附則別表第1に定める掛金とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者については、新条例第7条第1項ただし書の規定にかかわらず、65歳以上で、かつ、共済制度に継続して加入している期間が25年を超えている場合に限り、65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応答日の属する月から掛金を納付することを要しない。この場合において、期間の算定については、同条第3項の規定を準用する。

4 施行日の前日において、旧加入者で次の各号に掲げるものに係る掛金については、新条例第7条第1項本文及び第2項本文の規定にかかわらず、当該各号による。

(1) 昭和61年4月1日以後に加入者となった者（新条例第18条第1項第2号ただし書に該当する者を除く。）のうち、加入者となったときの年齢が45歳未満であった者 加入時における年齢に応じ附則別表第2に定める掛金

(2) 昭和54年10月1日以後に加入者となった者（新条例第18条第1項第2号ただし書に該当する者を除く。）のうち、加入者となったときの年齢が45歳以上であった者 加入時における年齢に応じ附則別表第2に定める掛金

(3) 口数追加加入者（新条例第7条第2項に規定する口数追加加入者をいう。以下同じ。） 口数追加の承認を受けたときの年齢に応じ附則別表第2に定める掛金

5 旧加入者の施行日以後の心身障害者の死亡に係る弔慰金についての新条例第15条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

6 旧加入者の施行日以後の申出に係る脱退一時金についての新条例第15条の2第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

（経過措置）

- 7 施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口数追加加入者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成7年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1中「平成12年4月1日以降」を「平成12年4月1日から平成20年3月31日まで」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附則別表第2（附則第4項関係）

加入者となったとき又は口数追加の承認を受けたときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

参考資料

制 定 要 旨

掛金の額並びに弔慰金及び脱退一時金の額の改定を行うため、この条例を制定するものである。

